新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業

実施方針

令和3年9月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	. 1
1.	事業内容に関する事項	. 1
2.	特定事業の選定方法に関する事項	. 8
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	10
1.	事業者の募集及び選定に関する基本的事項	10
2.	事業者の選定の手順に関する事項	10
3.	応募者等の構成及び参加・資格要件に関する事項	12
4.	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	16
5.	契約に関する基本的な考え方	17
6.	提出書類の取扱い	18
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	19
1.	事業者の責任の明確化に関する事項	19
2.	事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	19
3.	モニタリングに関する事項	21
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1.	立地条件に関する事項	22
2.	法令等に係る措置	22
3.	都市計画上の条件及び計画概要	22
4.	土地に関する事項	22
第5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
1.	疑義が生じた場合の措置	23
2.	管轄裁判所の指定	23
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1.	本事業の継続が困難となった場合の措置	24
2.	その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	24
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3.	その他の支援に関する事項	25
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1.	情報提供	26
2.	応募に伴う費用の負担	26
3.	使用言語及び通貨	26
4.	問合せ先	26

- 別紙1 業務要求水準書(案)
- 別紙2 特定事業選定の評価に係る聞き取り調査実施要領
- 別紙3 実施方針等に関する質問・意見書
- 別紙4 リスク分担表
- 別紙5 本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税取扱いに関する参照条文

はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)は、新秩父宮ラグビー場 (仮称)整備・運営等事業(以下「本事業」という。)について、民間の資金、経営能力及 び技術的能力の活用を図り、民間と JSC とのパートナーシップの下で効率的・効果的に推進 するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法 律第 117 号)」(以下「PFI 法」という。)に基づく PFI 事業として実施することを検討して いる。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたり、PFI 法第5条第1項の規定の定めるところにより 実施方針を策定したので公表する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

新秩父宮ラグビー場(仮称)

(3) 公共施設等の管理者等

独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓

(4) 事業目的

秩父宮ラグビー場は、戦後間もない昭和 22 (1947) 年にラグビー関係者の熱意により「東京ラグビー場」として建設され、その後、昭和 28 (1953) 年に逝去された秩父宮雍仁親王殿下の本ラグビー場の建設をはじめとする我が国のラグビーの発展へのご遺徳を偲び、同年「秩父宮ラグビー場」に改称され、長く我が国のラグビーの聖地として親しまれてきた。しかし、令和 4 (2022) 年で築 75 年を迎える秩父宮ラグビー場は施設の老朽化が著しく、耐震補強への対応が大きな課題となるとともに、ユニバーサルデザインの導入や多様化するニーズへの対応も求められていることから、(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業 (以下「再開発事業」という。) の一環として新たに整備を図ることとしたものである。

JSC が、令和3 (2021) 年6月に公表した「新秩父宮ラグビー場(仮称)基本計画」においては、以下のとおり「「スポーツの力」で未来を育てるスタジアム」というビジョンの下、4つのコンセプトの実現を図ることとしている。

<ビジョン>

「スポーツの力」で未来を育てるスタジアム

~人々の生きがいを創出し、持続可能で活力ある社会を育む~

<コンセプト>

- 我が国のラグビーを象徴するスタジアム
- 様々なシーンに対応できる誰もが心地よいスタジアム
- ・持続可能性に配慮した未来を紡ぐスタジアム
- ・スポーツの多様な価値を発信するスタジアム

(5) 事業方式

本事業においては、ビジョン及びコンセプトの実現を図るため、将来の運営・維持管

理を見据えた施設整備がなされ、民間のノウハウや創意工夫が最大限に発揮されるよう、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として行うことを予定している。

具体的には、本事業の実施にあたり、PFI 法に基づき、事業者が自らの事業提案書をもとに新ラグビー場(以下「本施設」という。)に文化交流機能としてスポーツ博物館を含めた施設(以下「本施設等」という。)の設計、建設を行った後、JSC に本施設等の所有権を移転する(BT (Build Transfer)方式)とともに、運営・維持管理について、JSC が事業者に対して、公共施設等運営権方式(PFI 法に基づくコンセッション方式)により、本施設の公共施設等運営権(以下単に「運営権」という。)を設定することを想定している。

これにより、ICT の活用やホスピタリティ機能の充実等が図られ、良質なサービスの提供やスポーツの多様な価値の積極的な発信がなされるとともに、神宮外苑地区のにぎわい創出が図られることを想定している。また、民間経営による収益性の向上と運営権対価の最大化が図られ、本施設等の整備・運営等に係る JSC の財務負担が軽減されることを想定している。

(6) 本事業の対象となる施設

施設整備業務においては、本施設等を対象施設とする。

運営・維持管理業務においては、本施設を運営権の設定対象施設とすることを想定している。

なお、スポーツ博物館の運営は原則として JSC が行うこととし、スポーツ博物館の維持管理業務については、JSC から事業者にサービス対価を支払い、本施設の維持管理業務と一体で事業者が行うものとする。

(7) 事業範囲

本事業は、次に示す①特定事業及び②任意事業により構成される業務を対象とすることを想定している。詳細については、今後、入札公告の際、JSC が公表する書類一式 (以下「入札説明書等」という。)において示す。

特定事業

特定事業は次のアからオに示す業務とする。なお、事業者はアからオに示す業務を 一括して第三者に委託することはできないものとする。

ア 施設整備業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務
- d. 什器備品調達業務※

イ 開業準備業務※

- a. 利用規則の策定業務
- b. 予約管理業務
- c. 広報·誘致業務
- d. 運営・維持管理業務の準備業務
- e. JSC への協力業務
- f. その他開業準備業務

ウ 運営業務※

- a. 予約管理業務
- b. 広報·誘致業務
- c. 施設の提供・利用料金収受業務
- d. 来場者に対するサービス提供等業務
- e. 駐車場管理業務
- f. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務
- g. 周辺連携業務
- h. 近隣対応業務
- i. 安全管理·防災·緊急事態等対応業務
- j. JSC への協力業務
- k. 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会との連携協力業務
- 1. 運営期間終了時の引継業務
- m. その他運営業務

工 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務
- b. 建築設備保守管理業務
- c. 植栽管理業務※
- d. 清掃業務
- e. 環境衛生管理業務
- f. 備品保守管理業務※
- g. 警備業務
- h. 修繕業務

才 統括管理業務

- a. マネジメント業務
- b. 総務·経理業務
- c. 事業評価業務

※スポーツ博物館に係る業務は除く

② 任意事業

任意事業は、特定事業として掲げるアからオ以外の事業であって、本事業との相乗効果が期待できる事業をいう。任意事業は、必要に応じて事業者の構成企業(応募グループを構成する企業を指す)、これらが出資する企業又は事業者と連携する企業が、自らの負担により任意で実施するものとする。任意事業の実施にあたり、実施内容についてあらかじめ、JSCの承認を得た上で、関係法令を遵守して実施するものとする。

なお、特定事業として掲げるアからオの事業に関して、事業者が行う本施設の価値を高め、あるいは、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取組は、任意事業ではなく特定事業として位置付けられることに留意するものとする。

(8) 事業期間

① 本事業の事業期間

本施設等の基本・実施設計期間(工事段階に行う実施設計は含まない。)は、令和4(2022)年度秋頃から令和6(2024)年度秋頃の2年程度を想定している。

本事業は本施設の条件により、I 期と II 期に工期が分かれており、I 期施設の建設期間は、令和 6 (2024) 年度秋頃から令和 9 (2027) 年度の 3 年半程度 (令和 10 (2028)年3月末施設引き渡し)、II 期施設の建設は、令和 15 (2033)年春頃に着手を想定している。I 期施設・II 期施設は一体の施設であり、それぞれ竣工後に順次運営に移行することを想定している。また、運営期間は I 期施設の竣工後の令和 10 (2028)年度から30年を想定している。

ただし、このスケジュールは、再開発事業の進捗により変動する場合がある。

② 運営期間の延長

特定事業契約に定める事由が生じた場合、事業者は、運営期間の延長を申し出ることができる。このとき、JSC が各事由において事業者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、JSC と事業者が協議により両者が合意した期間について、運営期間を延長(以下かかる期間延長を「合意延長」という。)することができる。

合意延長を除き、運営期間の延長は認められない。

③ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から30年後の応当日の前日(第1の1.(8)② に定める合意延長があった場合は、当該合意延長された期間の末日)までとする。

運営権の存続期間は運営終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(9) 事業スケジュール(予定)

本事業は、今後、図表1に示すスケジュールを予定している。 ただし、このスケジュールは、再開発事業の進捗により変動する場合がある。

図表1 事業スケジュール (予定)

年月 (予定)	内容
令和3 (2021) 年度冬頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和4(2022)年度秋頃	特定事業契約の締結
令和4(2022)年度秋頃~	設計・建設期間
令和9(2027)年度	公共施設等運営権の設定
令和 10(2028)年度	I期施設の供用開始
令和 15(2033)年春頃	Ⅱ期施設の建設着工、竣工後に供用開始

(10) 収入及び費用に関する事項

① 運営権対価相当額

JSC は、第2の5. (4)に定める運営権の設定後、事業者に対して、本事業の運営権対価の総額に相当する金銭債権を取得する。また、JSC は、かかる金銭債権について、運営権の設定時点で JSC が事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額の金銭債務と、対当額の範囲で相殺する。ただし、相殺済みの運営権対価相当額については、不可抗力など特定事業契約において別途定める場合を除き、事業者への返還は行わないものとする。

なお、JSC が期待する運営権対価相当額の下限額を示すことを想定しており、詳細については、今後、入札公告時において示す。

② 事業者の収入

事業者は、利用料金を自らの収入として徴収することができる。事業者は、ラグビーその他スポーツ利用による利用料金収入のほか、文化イベント利用等による利用料金収入、広告収入、ネーミングライツの設定による収入、ホスピタリティの向上に資するサービスの提供による収入等を得ることができることを想定している。

ただし、ネーミングライツについては、秩父宮ラグビー場の歴史的経緯にかんがみ、本施設全体の名称はネーミングライツ設定の対象とせず、シートやゲートなど本施設の一部を単位とした設定を可能とすることを想定している。なお、ラグビーワールドカップその他の大会等で利用される場合は、当該ネーミングライツの使用は制約を受けることがある。

事業者が行うホスピタリティの向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に 事業者自らが実施又は第三者に委託することを想定している。また、事業者が JSC と 賃貸借契約を締結の上、第三者に転賃貸借を行うことを可能とすることを想定して いる。この場合、JSC は事業者から賃貸借による貸付料は徴収しない。

③ サービス対価

JSC は、本事業の設計・建設費相当額のうち第1の1.(10) ①により運営権対価相

当額と相殺した後の残額と、スポーツ博物館の維持管理業務に要する費用について、 サービス対価として事業者に支払うことを想定している。

なお、設計・建設費相当額のうち運営権対価相当額と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価は I 期施設の建設業務の完了後及びⅡ期施設の建設業務の完了後 にそれぞれ一括払いとし、スポーツ博物館の維持管理業務に対するサービス対価は分割払いとすることを想定している。詳細については、今後、入札公告時において示す。

④ 事業者の費用負担

本施設の運営・維持管理に係る費用は、運営実態に基づき課税があった場合の課税 額相当分の負担を含め、利用料金収入その他の収入から事業者が負担することを想 定している。

(11) 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることとする。ただし、事業者には、本事業を通じて、本施設を我が国のラグビーを象徴するスタジアムとしてより魅力あるものとするとともに、スポーツのもたらす可能性や多様な価値を積極的に発信し、ラグビーその他スポーツの振興に貢献することが期待されることから、一定の収入額以上を超えた分について、その一部をラグビーその他スポーツの振興に還元する仕組みを導入するものとする。

具体的には、事業者の事業提案書に基づく収支計画のうち、収入見込み額の150%を超えた収入実績額に対して、10%の還元割合を下限に、事業者の事業提案書に基づき還元割合を設定することを想定している。還元額は、還元が生じた年度の翌年度に事業者が実施するラグビーその他スポーツの振興に資する取組の使途とすることを想定している。

(12) 施設利用に関する条件

① ラグビー利用に係る利用調整

本施設がラグビーの聖地として親しまれてきた秩父宮ラグビー場の歴史を次世代に継承し、我が国のラグビーを象徴するスタジアムとして整備されることに留意して、事業者は、大会の開催などラグビーでの円滑な利用に支障が生じないよう利用調整を行うこととする。詳細については、「別紙1 業務要求水準書(案)」に示す。

② 利用料金

利用料金は事業者の事業提案書に基づき、JSCと協議の上で事業者が設定する。ただし、ラグビーその他スポーツ利用に係る利用料金については、JSCが定める範囲内で事業者が設定することを想定している。詳細については、「別紙1 業務要求水準書(案)」に示す。

③ 公正な施設提供

本施設の提供にあたっては、事業者又は事業者から委託を受けた一部の者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないように留意するものとする。また、事業者又は事業者から委託を受けた一部の者が主催者としてイベント等を実施する場合には、本事業の収益性を損ねることがないように留意するものとする。

(13) 追加投資等の取扱い

① 事業者による追加投資・改修工事

事業者は、本施設のサービス向上、収益性の改善・向上に資する追加投資・改修工事を事業者の費用負担により行うことができる。追加投資・改修工事の内容は、本施設が JSC の所有であることを踏まえ、事業提案書及び業務計画書に基づき、JSC と協議の上、決定するものとする。

追加投資のうち、本施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に JSC の保有資産とする。それ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産と する。

追加投資には、施設・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含むこととし、具体的な内容については、JSCと協議の上で決定するものとする。なお、次のアからオに示す追加投資は、原則認められない。

- ア 本施設等の躯体や外観を変更するもの
- イ 本施設等の外構を大きく変更するもの
- ウ JSCの各種施策に反するもの
- エ 事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの
- オ その他法令等に違反するもの

2 大規模修繕等

JSC は、事業者が作成する長期修繕計画を参考に、対象施設について、JSC が使用 状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、大規模修繕を JSC の費用負担とする ことを想定している (大規模修繕に係る設計・施工等は事業者による実施を想定)。 ただし、大規模修繕期間中の休業に伴う補償は行わないものとする。

なお、ラグビーの大規模な国際大会等を開催するにあたり、国際的な基準の変更に 伴い施設の改修等が必要となる場合には、JSC の費用負担で必要となる改修等を行う ことを想定している(設計・施工等は事業者による実施を想定)。

(14) 事業期間終了時の取扱い

事業期間が終了する際における運営権等の主な取扱いは、次のとおり。

① 運営権

事業期間終了時(合意延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下同じ。) に事業者に設定されている運営権は消滅する。

② 対象施設

事業者は、事業期間終期の翌日又はそれ以降で JSC が指定する日のいずれかの日に、本施設等を、JSC 又は JSC が指定する者に引継ぎ、退去しなければならない。

③ 事業者の保有資産

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとする。

ただし、JSC 又は JSC が指定する者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引継 ぐことができる。引継ぎの詳細については、JSC 又は JSC が指定する者と事業者の協 議により定めるものとする。

④ 業務の引継ぎ

事業者は、事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に JSC 又は JSC が指定する者に引継がれるよう十分な引継ぎ準備期間を確保の上、適切な業務引継を行わなければならない。

なお、事業期間終了後の運営体制等は未定であることから、事業期間終了後の施設利用に係る予約の引継ぎ等の詳細については、事業期間終了前に JSC 及び事業者との協議により決定する。

(15) JSC 職員の出向・派遣

JSC は、本事業の運営業務に従事させ、本事業の円滑な実施を図るため、職員を事業者に出向又は派遣させることを含め検討している。詳細については、今後、入札公告時において示す。

(16) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜適用するものとする。

なお、関係法令等は全て最新のものを適用すること。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

JSC は、本事業を PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

(2)評価のための聞き取り調査

本事業を JSC の直営による事業と比較し、民間事業者の資金やノウハウを活用した 事業として実施することによる効果を検討するにあたり、その参考とするため、公募に よる聞き取り調査を行う。

① 対象企業

聞き取り対象企業数は最大 10 社程度を予定しており、申込が多数の場合には、国内における PFI 事業等に応募し、落札者又は優先交渉権者となった経験のある企業、応募の経験のある企業の順に選定し、聞き取りを実施する。

② 聞き取り内容等の取扱い

聞き取り対象企業から提出された調査票に関する情報は、非公開とする。

③ 聞き取り調査の位置づけ

聞き取り調査への応募の有無は、落札者を決定する際の審査に影響するものではなく、また、聞き取り対象企業が提供する情報は、落札者を決定するため提出を求める事業提案書の内容及び入札価格を拘束するものではない。

④ 実施要領

聞き取り調査は JSC が本事業のアドバイザリー業務を委託している企業を通じて 行う。聞き取り調査の詳細については、「別紙 2 特定事業選定の評価に係る聞き取 り調査実施要領」に示す。

(3) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ、ホームページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定 を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定に関する基本的事項

事業者の募集及び選定方法は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価落札方式を採用する。

なお、本事業は1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO 政府調達協定)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の対象事業であり、入札手続きには、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規程」(平成15年度規程第51号)及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が適用される。

2. 事業者の選定の手順に関する事項

(1)選定手順及びスケジュール

事業者の選定における手順及びスケジュールは図表2に示すとおり。詳細については、今後、入札公告時において示す。

年月 (予定)	内 容
令和4 (2022) 年1月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和4 (2022) 年2月	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和4 (2022) 年3月	参加資格の確認結果の通知
令和4 (2022) 年6月	事業提案書の締切
令和4 (2022) 年8月	落札者の決定及び公表
令和4 (2022) 年 10 月	特定事業契約の締結

図表2 選定スケジュール (予定)

(2) 応募手続き等

① 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

2021年9月28日(火)から2021年10月14日(木)12時までの間、JSCにおいて、実施方針(別紙1から別紙5を含む。)に関する質問及び意見等の受付を行うものとする。ただし、守秘義務遵守誓約書を提出した上で示す「別紙1業務要求水準書(案)」の参考資料に関する質問は受け付けない。

実施方針に関する質問を行う者(以下「質問者」という。)は、「別紙3 実施方針等に関する質問・意見書」に記入の上、電子メールにて第8の4.に示すメールアドレスに期限必着にて提出するとともに、書面を郵送又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)にて第8の4.に示す住所に速やかに提出すること。なお、電子

メールの件名は「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業_実施方針に関する質問・意見書」とすること。

実施方針に関する質問に対する回答は、質問者名を除き全て公表するものとする。 公表は 2021 年 11 月頃にホームページにおいて行う予定であり、個別の回答は行わ ないものとする。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

また、意見については、本事業の参考とするもので、原則として回答、公表は行わない。

② 実施方針の変更

JSC は、実施方針(別紙1から別紙5を含む。)に関する質問及び意見を踏まえ、 実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、特定事業 の選定までにホームページにおいて公表する。

また、実施方針に加え、別途資料を公表することがある。追加で資料を公表した場合には、ホームページにおいて公表する。

③ 入札公告、入札説明書等の公表

JSC は、特定事業の選定を行った場合、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

④ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は、開催しないものとする。

⑤ 現地説明会

現地説明会は、開催しないものとする。

⑥ 入札説明書等に対する質問・回答

入札説明書等に関する質問を、JSC において受付を行う。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、全て公表するものとする。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の提出方法、時期、回数及び回答の公表方法については、今後、入札公告時において示す。

⑦ 参加表明書の受付、参加資格の確認、参加資格の確認結果の通知

本事業の応募者等に、参加表明書及び参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、 JSC にて参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、応募者等に通知する。

また、参加表明書の提出方法、時期、参加資格の確認に必要な書類の詳細等については、今後、入札公告時において示す。

⑧ 事業提案書の受付

参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、今後、 入札公告時において示す。

9 入札書の提出

参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明書等に基づき、入札書の提出を求める。 なお、入札及び開札方法、時期、入札に必要な書類の詳細等については、今後、入 札公告時において示す。

⑩ 入札の取り止め等

JSC が公正に入札を執行できないと認める場合、あるいは競争性が担保されないと 認められる場合、JSC は、入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

3. 応募者等の構成及び参加・資格要件に関する事項

(1) 応募者等の構成

本事業に係る業務の実施を希望する単独の法人(以下「応募企業」という。)又は複数の法人から構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)が応募することができる。

応募グループにより応募する場合、応募グループを構成する法人(以下「構成企業」という。)の中から代表企業を定めるものとする。また、応募時に提出する参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

本事業に係る業務は、事業者である特別目的会社(Special Purpose Company。以下「SPC」という。)から応募企業、構成企業又は協力企業(SPCには出資せず、第1の1. (7)に記載されている業務に携わる法人をいう。以下同じ。)に委託することができ、応募申請書類において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。ただし、応募グループの場合、統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、構成企業とすること。

構成企業又は協力企業は、携わる業務の全てを第三者に委託することはできないものとする。

なお、応募企業、構成企業及び協力企業は、他の応募企業、応募グループの構成企業 又は協力企業として参加できないものとする。

(2) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「JRFU」という。) その他のラグビー関係団体との関わりは、公正な入札を図るため次のアからウに示すとおりとする。

- ア JRFU その他のラグビー関係団体は、事業者募集段階(入札公告から落札者の決定まで)においては、応募企業又は応募グループとして参加できないものとする。
- イ 応募企業又は応募グループ (構成企業及び協力企業) は、本事業に関して JRFU その 他のラグビー関係団体に接触してはならない。
- ウ 事業者は SPC 設立後、日本におけるラグビー競技を統括する団体であり国内競技連盟である JRFU と協議の上、ラグビーその他スポーツ振興に資する業務、並びに本施

設の運営業務のうち JRFU との連携協力により効果的かつ効率的に遂行することができる業務について、連携協力協定を締結し、これを実施するものとする。

(3) 応募者等の資格要件

応募企業、構成企業及び協力企業のいずれも次のアからコに示す参加資格要件を満たすものとする。

- ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程(平成 15 年度規程第 49 号)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請 負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号 文教施設企画部長通知)及び「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停 止等の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 20 日付 17 文科施第 346 号文教施設企画部 長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。また、独立行政法人日本スポーツ振 興センター競争参加者の資格等に関する細則(平成 15 年度細則第 35 号)に基づく 指名停止及び取引停止を受けていないこと。
- ウ PFI 法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- エ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)」に 基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと、並びに「誓約書」に誓約できる者であること。
- カ 本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係若しくは 人的関係がある者**でないこと。現時点で「本事業のアドバイザリー業務に関わって いる法人」については、次に示すとおり。
 - ·株式会社日本総合研究所
 - ·株式会社山下 PMC
 - ・有限責任監査法人トーマツ
 - ・西村あさひ法律事務所
- キ 本事業で設置する有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しく は人的関係がある者**でないこと。委員については、今後、入札公告時において示す。
- ク 他の応募者等との間に、資本関係若しくは人的関係がある者*でないこと。
- ケ 国税を滞納している者でないこと。
- コ その他、JSC が別途定める要件を満たしている者であること。詳細については、今後、

入札公告時において示す。

※資本関係若しくは人的関係がある者とは、「会社法 (平成 17 年法律第 86 号)」第2条第3号の2又は第4号の2に規定する親会社等・子会社等の関係がある場合を指す。

(4) 各業務に携わる企業に求める要件

① 統括管理業務に携わる企業

統括管理業務に携わる企業は、次のア及びイに示す要件を満たすこと。

ア 令和1・2・3年度全省庁統一の競争参加資格において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

イ 平成 18 年4月1日から本事業の競争参加資格確認申請書の申請までの間に、PFI 法 第2条第6項に規定する公共施設等運営事業の実績(代表企業又は構成企業として の実績に限る)又は類似施設(スタジアム及びアリーナ等のスポーツ施設、公共施設、 商業施設)の元請として完成・引き渡しが完了した施工実績又は運営の実績を有する こと。

② 設計業務に携わる企業

設計業務に携わる企業は、次のアからエに示す要件を満たすこと。

ア 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成 13 年1月6日文部科学大臣決定)第32条で定める競争参加資格についての令和3・4年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。)の認定を受けていること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- イ 「建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号)」第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を 行っている者であること。
- ウ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。 なお、具体的な要件については、今後、入札公告時において示す。

③ 建設業務に携わる企業

建設業務に携わる企業は、次のアからウに示す要件を満たすこと。

ア 文部科学省における各工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」 (平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)がそれぞれi~iii に示す点数以上であること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

i 建築一式工事 1,200点

ii 電気工事 1,100点

iii 管工事 1,100 点

- イ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあっては、いずれの建設企業においても担当する工事において上記アを満たしていること。
- ウ 建設企業の実績、各工事の配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した 要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、今後、入札公告時におい て示す。

④ 工事監理業務に携わる企業

工事監理業務に携わる企業は、次のアからエに示す要件を満たすこと。

ア 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成 13 年1月6日文部科学大臣決定)第32条で定める競争参加資格についての令和3・4年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。)の認定を受けていること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの工事 監理企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。 なお、具体的な要件については、今後、入札公告時において示す。

⑤ 維持管理業務に携わる企業

維持管理業務に携わる企業は、次のアからウに示す要件を満たすこと。

ア 令和1・2・3年度全省庁統一の競争参加資格において、「役務の提供等」で「A」、 「B」又は「C」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有す る者であること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- イ 維持管理業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有している 者又は資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。
- ウ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持 管理企業においても上記ア及びイを満たしていること。

(5) 応募者等の変更又は追加

参加表明書の提出に定める参加表明書の提出後は、原則、応募者、応募グループの構成企業又は協力会社の変更又は追加はできない。ただし、事業提案書提出までの間においては、代表企業以外の構成企業又は協力会社については、やむを得ない事情が生じた場合は、JSC が認めた場合に限り、変更することができる。

なお、新たに追加する企業は、参加資格要件の全て及び応募者等に求められる要件の うち、該当するものを満たすものとする。

4. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、参加資格の確認を受けた者から提出された事業提案書について、入札公告時において示す事業者選定基準に基づき、審査を行う。JSCは、審査結果及び入札価格を総合的に評価して、落札者を決定する。

(2) 有識者委員会の設置

事業提案書の審査は、学識経験者等で構成する新秩父宮ラグビー場(仮称)整備等事業有識者委員会(以下「有識者委員会」という。)を設置し、実施する。

(3) 落札者の決定・公表

JSC は、落札者を決定した場合は、その結果は事業提案書を提出した応募者等に通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

(4) 事業者の選定

JSC と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、特定事業契約の締結により、 落札者を本事業の事業者として選定する。

(5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者等の応募がない、あるいは、いずれの応募者等の事業提案書について財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと JSC が判断した場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、特定事業の選定を取り消す場合には、この旨をホームページにおいて公表する。

5. 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

JSCと落札者となった事業者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、事業者の各構成企業又は協力企業の本事業における役割に関する事項及び SPC の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結するものとする。

準備行為とは、事業者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備(設計に関する打合せを含む。)を指し、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった場合、その理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、JSCは、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。なお、基本協定書(案)は、今後、入札公告時において示す。

(2) 特別目的会社の設立等

落札者となった事業者は、「会社法 (平成 17 年法律第 86 号)」に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする SPC を、特定事業契約の締結前までに、東京都内に設立するものとする。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。応募企業又は代表企業及び構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、議決権を有する株式(一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下「議決権付株式」という。)による出資者は、応募企業又は代表企業及び構成企業のみとし、代表企業は、構成企業の中で最大出資比率とする。

また、全ての議決権付株式による出資者は、特定事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、JSC の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(3) 特定事業契約の締結

JSC と事業者は、施設の設計、建設を包括的かつ詳細に規定する契約及び施設の運営・維持管理について、PFI 法第 22 条第1項に基づく公共施設等運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結するものとし、事業者は当該契約に基づいて本事

業を実施する。なお、特定事業契約書(案)は、今後、入札公告時において示す。 また、JSC は、PFI 法第 15 条第 3 項、第 19 第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項を ホームページにおいて公表する。

(4) 運営権の設定

JSC は、I 期施設の建設業務の完了後直ちに、事業者に運営権設定書を交付し、運営権を設定する。

事業者は、運営権設定後直ちに、法令に従って運営権の設定登録を行うものとする。 なお、Ⅱ期施設の建設業務の完了後、Ⅱ期施設に対しては既存の運営権が及ぶものと する。

6. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された事業提案書の著作権は、提案者である応募者等に帰属する。ただし、本事業において JSC が必要と認める場合は、個人情報等の適正な取扱いをし、JSC は事業提案書の一部又は全部を無償で使用(公表することを含む。)できるものとする。

なお、提出された事業提案書については返却しない。

(2) 特許権等

事業提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、設計方法、工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者等が負担する。

(3) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者等において処理するものとし、 JSC は一切の責を負わないものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業の特定事業におけるリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、 JSC が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、JSC がリスクを負うものと する。

特定事業に係る予想されるリスク並び JSC 及び事業者の責任分担は、原則として「別紙4 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、今後、入札公告時において示す。

なお、新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応については要求水準に基づき事業者に実施を求めるが、事業者において合理的に予見することが不可能なものは、当該感染症発生時点の社会情勢等に応じて、不可抗力リスクに含まれる場合がある。また、不可抗力に起因して JSC 及び事業者それぞれに生じた増加費用及び損失(逸失利益を含む。)は、各自が負担することを基本とするが、特定事業契約の規定に基づき両者が合意した場合、運営権の存続期間を延長することができるものとする。

(2) 要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び事業提案書の内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、事業の統括管理、施設の設計・建設、維持管理及び運営を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細については、「別紙1業務要求水準書(案)」において示す。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従って責任を履行するものとする。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は JSC の事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について JSC との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。ただし、事業者が PFI 法第 26 条第 2 項に基づく JSC の許可をあらかじめ得た場合には運営権を譲渡することができる。

(2) 特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権付株式及び株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「完全無議決権株式」という。)を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は、完全無議決権株式とみなすものとする。

① 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、基本協定書により予め認められた ものを除き、JSCの事前の承認を受けるものとする。

また、議決権付株式を保有する者(以下「議決権付株主」という。)が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は JSC との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(例:事業者に対して融資等を行う金融機関等)以外の第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行おうとするときは、JSCの事前の承認を受けるものとする。

JSC は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

② 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定することができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、次のアからオに示す資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、次のアからオに示す資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、JSCが必要とする情報を報告するものとする。

- ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定 に該当しない者であること。
- イ PFI 法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で ないこと、並びに「誓約書」に誓約できる者であること。

オ 国税を滞納している者でないこと。

3. モニタリングに関する事項

JSC は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、JSC が定める要求水準が達成されているかを確認するために、事業者のセルフモニタリングに加え、JSC によるモニタリングを実施する。モニタリングの詳細については、今後、入札公告時において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件に関する事項

本施設等の整備については、東京都の地区計画や「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」に基づき、神宮外苑地区一帯のまちづくり事業として、東京都及び神宮外苑地区のまちづくり事業を推進する関係者と連携し、都市再開発法第2条第1号に定める第一種市街地再開発事業(個人施行)を前提に協議を重ねており、現在は、地区計画の手続き中である。

2. 法令等に係る措置

本敷地を含む神宮外苑地区は東京都が平成25年6月に策定した「神宮外苑地区地区計画」のエリアに属しており、現在、都市計画法第12条の5に基づく再開発等促進区を定める地区計画及び東京都の公園まちづくり制度を活用し、地区計画等の企画提案手続きを進めている。本事業の実施にあたっては、関係法令等によるほか、JSCを含む関係権利者が東京都等に提出した「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」(令和3年7月)の内容を踏まえて適切に計画を行うものとする。また、本敷地を含む再開発事業では、東京都環境影響評価条例に基づき、地区全体で環境影響評価の手続きを進めている。

3. 都市計画上の条件及び計画概要

都市計画上の条件及び計画概要の詳細については、「別紙1 業務要求水準書(案)」に おいて示す。ただし、今後の行政協議等により変更となる可能性がある。

4. 土地に関する事項

本施設等の整備は、再開発事業の施行を予定する地区内に属しており、現在の土地所有者は宗教法人明治神宮である。今後、再開発事業の実施に伴い、本敷地が引き渡される予定であり、土地に関する情報については、「別紙1 業務要求水準書(案)」において示す。

第5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、JSC 及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

2. 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続が困難となった場合の措置

JSC は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、 特定事業契約書において、想定される本事業の継続が困難となる理由をあらかじめ具体 的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める JSC の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、JSC は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に 基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、JSC は、特定事業契約を 解除することができる。JSC が特定事業契約を解除した場合、事業者は、JSC に生じた 合理的損害を賠償するものとする。

(2) JSC の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができる。この場合、JSC は事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

2. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

JSC 及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

なお、本施設に係る固定資産税の非課税の取扱いについては、地方税法第348条第2項第18号、地方税法施行令第51条の3及び地方税法施行規則第10条の9に、本施設に係る都市計画税の非課税の取扱いについては、地方税法第702条の2第2項にそれぞれよるものとする。(別紙5参照)

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、JSCは、これらの支援を事業者が受けることができるよう必要な支援を行うものとする。

3. その他の支援に関する事項

JSC は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。 独立行政法人日本スポーツ振興センター https://www.jpnsport.go.jp/corp/tabid/1367/Default.aspx

2. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に係る費用は、いかなる場合であっても、全て応募者等の負担とする。

3. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

4. 問合せ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター 本部事務所施設部新ラグビー場運営計画課 〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号 メールアドレス newrugby. s48@jpnsport.go.jp